

19. 災害復旧・復興関連

資料 19-3 保健福祉関係支援

制度名	内 容	適用対象者	適用条件等	問い合わせ先
(財)福島県総合社会福祉基金助成事業	<p>【緊急配分金】</p> <p>災害その他の緊急を要する助成</p> <p>●配分額 助成事業枠のおおむね 1/10</p> <p>●助成率 助成対象と認める経費の 8/10</p>	社会福祉法人等で施設福祉、地域福祉を目的とする事業（別定基準による）	別定審査基準等による。	県保健福祉部社会福祉課 TEL024(521)7322
生活福祉基金貸付制度	更正資金、障害者更正資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、災害援護資金	低所得者、障害者、高齢者世帯	「生活福祉資金貸付制度要綱」による	県保健福祉部社会福祉課 TEL024(521)7322
保育料の減免	市町村長が、災害時による生活困窮のため、保育料を納めることが困難であると認めた場合に、保育料の減免を受けることができる。	保育所に入所している児童の扶養義務者であって、災害時による生活困窮のため保育料を納めることが困難であると市町村長が認めた方	減免を受けることができる基準や減免の金額等については、それぞれの市町村において個別に判断・決定される。	こども課
母子寡婦福祉資金貸付制度	<p>【事業継続資金】</p> <p>事業を継続するため、被災した店舗、田畑等の修復に要する資金の貸付</p> <p>【住宅資金】</p> <p>被災した住宅の補修、保全、改築等に要する資金の貸付</p>	被災した母子家庭の母及び寡婦		県児童家庭課 TEL024(521)7176
被災飲水井戸の水質検査手数料の免除措置	飲用適否を確認するための簡易検査項目（全 13 項目）の手数料（13,290 円）を免除する。	飲水井戸の利用者（水道給水区域を除く）	福島県保健所使用料及び手数料条例第 3 条に基づき、公衆衛生上の必要な措置として災害罹災が認められた場合。ただし、上水道も併せて使用する場合及び雑用水井戸を除く。	県薬務課 TEL024-521-7232 または各県保健福祉事務所
国民健康保険一部負担金の減免	保険者（市町村）は、国民健康保険法第 44 条第 1 項に定めるところにより、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難であると認められるものに対し、一部負担金を減額し、その支払を免除し、又は窓口払いを保険者徴収に切り替えてその徴収を猶予する。	国民健康保険の被保険者	次のような特別な理由がある被保険者で、一部負担金の支払が困難であると認められる場合 ①震災、風水害、その他これらに類する災害により死亡し、不具者となり、または資産に重大な損害を受けたとき ②干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき	県国民健康保険課 TEL024(521)7203
国民健康保険税の減免	市町村長は、地方税法第 717 条の定めにより、天災その他特別の事情がある場合において国保税の減免を必要とすると認める者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、国保税を減免することができる。	国民健康保険の被保険者	天災その他特別の事情（震災、風水害、その他これらに類する災害）によって納税者がその財産について甚大な損害を被った場合など、著しい担税力がなくなつたため減免する必要があると認められる場合	県国民健康保険課 TEL024(521)7203 または各市町村

19. 災害復旧・復興関連

資料 19-4 土木・住宅関係支援

制度名	内容	適用対象者	適用条件等	問い合わせ先
災害に伴う罹災者の県営住宅への特定入居（公募の例外）	災害の発生により住居を失った者を被災者救済の観点から、公募によらず特定入居の対象とする。	災害の発生により住居を失った方	①現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 ②政令で定める基準の収入のある者であること。	県建築住宅課 TEL:024(521)7519 または各県建設事務所
住宅金融支援機構「災害復興住宅」の融資	住宅金融支援機構が指定した災害について、その被災者に対し、低利で住宅を建設・購入または補修する方に融資を行う。	①建設・購入の場合 住宅に5割以上の被害を受け、地方公共団体から災害復興住宅に関する認定を受けた方 ②補修の場合 住宅に10万円以上の被害を受け、罹災証明書を受けた方 ③本人が居住又は被災者に貸すために建設購入又は補修する方 ④毎月の返済額の4倍以上の月収がある方		住宅金融支援機構 受託金融機関
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する。	適用条件等に該当する住宅の移転を行う方	●建築基準法第39条第1項に基づき、地方公共団体が指定した災害危険区域にある既存不適格住宅 ●建築基準法第40条の規定に基づき、地方公共団体が条例（がけに係る条例）で建築を制限している区域にある既存不適格住宅 ●上記の区域内にあり、建築時には条例等に適合していたが、地震、台風等の災害により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅	県建築指導課 TEL:024(521)7523 または各建設事務所

19. 災害復旧・復興関連

資料 19-5 教育、学校関係支援

制度名	内 容	適用対象者	適用条件等	問い合わせ先
福島県立医科大学、会津大学の授業料の免除等	納入期限ごとに納入すべき授業料の全額又は1/2に相当する額の免除等	福島県立医科大学及び福島県立会津大学の学生	学費負担者が天災、火災、その他の災害により著しく損害を受けた者であって、かつ学業優秀であると認められる者	福島県立医科大学 TEL:024(548)2111 または 福島県立会津大学 TEL:0242(37)2515
私立高等学校授業料軽減事業	生徒又は学費負担者が災害を受け授業料の納入が困難であると認められる者に対し、私立高校が授業料の軽減又は免除を行った場合に、県は当該高校に対してその減免した額を補助する。	授業料の軽減又は免除を行った私立高校を設置する学校法人		県私学・法人課 TEL:024(521)7048
県立高等学校授業料の免除措置	福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則に基づき、授業料の納入が困難となったものに対し、被害の程度に応じて授業料を免除する。	①家屋、家財等床上浸水以上の被害を受けた場合 ②農作物に被害を受けた場合で、地方税法の規定に基づき、市町村民税又は国民健康保険税の減免措置を受けた場合	①家屋、家財等に被害を受けた場合 免除機関：6月～12月 ②農作物に被害を受けた場合 災害の都度定める	各県立高校
小・中学校児童生徒の教科書の無償配布	災害により小・中学校の児童生徒の教科書が滅失又はき損した場合、教科書を無償で再給与又は配布する。	教科書被害にあった小・中学校の児童生徒	災害により教科書が滅失又はき損した場合	こども課
被災した生徒の教科書の補給(高等学校)	災害で教科書に被害があった場合、教科書発行者の善意により無償配布を行う。	災害により教科書が使用不可能になった者	災害救助法が適用された場合とする。 上記法適用除外地域については各学校に相談する。	県教育庁高校教育課(県立学校) TEL:024(521)7772 県私学・法人課(私立学校) TEL:024(521)7048

19. 災害復旧・復興関連

資料 19-6 その他の支援

制度名	内 容	適用対象者	適用条件等	問い合わせ先
県税の免除措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告、納税などの期限の延長 災害がやんだ日から2ヶ月以内に限り延長（特別徴収に係るものは1ヶ月）</li> <li>●納税の猶予 被災の日から1年以内（事情により最大2年以内）納税を猶予</li> <li>●税の減免 災害の程度により一部または全部免除</li> </ul>	<p>県税の納税者等のうち、災害により被害を受け、納税等が困難と認められる方</p>	<p>対象となる税目は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人県民税</li> <li>●個人事業税</li> <li>●不動産取得税</li> <li>●自動車税</li> <li>●自動車取得税</li> </ul>	<p>県税務課 TEL:024(521)7068 または各地方振興局県税部</p>